



VII. 後発品のある先発品の恣意的な薬価引下げ

- 原則的に、後発品の参入した特許切れ医薬品の価格の適正化は公正な市場競争によって行われるべきであり、恣意的な薬価引下げによって行われるべきではない。
- 後発品のある先発品の価格を恣意的に引き下げるのであれば、イノベーションに対する評価をより適切かつ十分に行う必要がある、いかなる恣意的な引下げも特許期間中の新薬の価格の引き上げによって相殺されなければならない。そうでなければ、研究開発投資を促進し、より安全で有効性の高い新薬に対する患者のアクセスを改善することはできない。
- 適切なインセンティブが設定されない限り、研究開発型の製薬産業、後発品産業ともに将来の成長を期待することはできない。